平成２４年（フ）第３５号
三重県四日市市大字羽津戊98番地１
破産者　平成リビック有限会社
１　決定年月日　平成25年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２５８号
三重県四日市市阿倉川町10番５号
破産者　有限会社ニシモト
１　決定年月日　平成25年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２８２号
三重県桑名市松ノ木３丁目15番地15
破産者　加藤　大二
１　決定年月日　平成25年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第５２８５号
大阪市西成区玉出中１丁目９番10号
破産者　医療法人明月会
１　決定年月日　平成25年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４７５号
大阪市中央区南久宝寺町２丁目２―７船場エクローズビル６Ｆ
破産者　株式会社ＪＳＰ　ｐｌｕｓ
１　決定年月日　平成25年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６４８号
大阪市西区西本町１―９―16　サンシステム西本町ビル302号室、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区南本町２丁目１番１号　本町サザンビル603
破産者　株式会社マップ
１　決定年月日　平成25年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６７０号
大阪府豊中市南桜塚１丁目21番37号
破産者　株式会社冨士精工
１　決定年月日　平成25年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６７８号
大阪市中央区東心斎橋１丁目７番25号
破産者　有限会社ハイオクトジャパン
１　決定年月日　平成25年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６７９号
大阪市中央区南船場３丁目２番６号
破産者　株式会社Ｗ＆Ｈインターナショナル
１　決定年月日　平成25年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６８１号
堺市南区宮山台３丁５番８号
破産者　有限会社エイト商事
１　決定年月日　平成25年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８１４号
大阪府摂津市鳥飼新町１丁目１番23―206号
破産者　財津サービス株式会社
１　決定年月日　平成25年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３９号
大阪府大阪狭山市茱萸木２丁目320番１号
破産者　株式会社ライフアート
１　決定年月日　平成25年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５４５号
堺市西区津久野町３丁33番28号
破産者　有限会社ジュエリーヒロ
１　決定年月日　平成25年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１９号
奈良県生駒市北新町10番45号
破産者　有限会社一心
１　決定年月日　平成25年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２１９号
佐賀県三養基郡みやき町大字簑原3939番地４
破産者　有限会社コスモエンジニアリング
１　決定年月日　平成25年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９９号
佐賀県佐賀市大和町大字尼寺2524番地８
破産者　株式会社山本建設
１　決定年月日　平成25年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４３号
鹿児島県大島郡宇検村湯湾2937番地31
破産者　株式会社福永建設
１　決定年月日　平成25年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第１１４号
茨城県龍ケ崎市川原代町1779番地の１
破産者　株式会社アジア
１　決定年月日　平成25年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１８４号
静岡県伊豆の国市寺家696番地の５
破産者　有限会社呉秋組
１　決定年月日　平成25年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３３０号
愛知県岡崎市大和町字川原28番地１
破産者　株式会社アイツー
１　決定年月日　平成25年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１５５号
愛知県豊田市美里５丁目20番地８―203
破産者　株式会社ＪＴＩ
１　決定年月日　平成25年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３８号
香川県丸亀市柞原町1002―１
破産者　合同会社ＴＩＡＲＡ
１　決定年月日　平成25年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第２９号
愛媛県八幡浜市八代91番地の１
破産者　南海運輸株式会社
１　決定年月日　平成25年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所大洲支部